

災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定書

鳥取県及び岡山県（以下「両県」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態（以下「災害等」という。）の発生時における県民等への情報発信及び情報通信ネットワークの運営並びに情報システム処理端末の運用（以下「情報発信等」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害等が発生した場合において、各県が独自で十分な応急措置等が実施できない場合の情報発信等に関し、両県が相互接続し、強靱化を進めている情報ハイウェイを積極的に活用する等により、相互に支援することを目的とする。

（相互支援の取組内容）

第 2 条 本協定における相互支援の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) インターネット上に公開している県公式ホームページについて、災害等発生時におけるアクセス負荷の軽減を目的として、両県は、相手方の県の公式ホームページの一時的代替サイトをそれぞれ構築し、インターネット上に公開すること。
 - (2) 災害等発生時における情報通信ネットワークの早期復旧を目的として、両県がそれぞれ所有・保管している光ファイバーケーブル及びネットワーク機器等の予備資機材を相互に貸与すること。
 - (3) 災害等発生時における情報システムの早期利用復旧を目的として、両県がそれぞれ所有・保管しているパソコン等の予備機材を相互に貸与すること。
- 2 前項各号の取組の具体的な内容及び実施方法については、災害等の状況を踏まえ、別途、両県があらかじめ協議して決定するものとする。
- 3 両県は、災害等発生時に第 1 項各号の支援が円滑に遂行されるよう、緊急連絡先を相互に提出することとし、これに変更があった場合、その都度速やかに相手方に連絡するものとする。また、予備資機材については定期的に保管場所及び保有量の情報共有を図るものとする。

（経費の負担）

第 3 条 前条第 1 項第 1 号の支援に要する費用については、原則として、お互いに相手方の一時的代替サイトにかかる費用を負担するものとする。

- 2 前項に定めるもの以外に要する費用については、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。また、被支援県が経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。）支弁するものとする。

(情報の周知)

第4条 両県は、相手方から提供される情報について、本協定の目的以外のための二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了までにいずれかの当事者から相手方に対し本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度両県で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者署名の上、各自1通を保有する。

平成26年1月16日

鳥 取 県
鳥取県知事 平井 伸治

岡 山 県
岡山県知事 伊原木 隆太